

1 部活動全般

- (1) 生徒の心身の健全な育成を目的として指導に当たり、次のことを目指します
 - ①集団におけるルールやマナーを守る態度を育成する。
 - ②組織における各自の各役割を理解し、各自がそれを果たそうとする態度を育成する。
 - ③異学年の生徒とのつながりも深め、助け合ったり励まし合ったりする連帯感を育成する。
 - ④苦しさや自己の弱さに負けず、最後までやり抜く粘り強さを育成する。
- (2) 心身ともに成長する中学生の時期です。学校として部活動加入を勧めます。ただし、学校外の活動団体（クラブチームなど）に所属しているなどの事情により、無所属も認めます。
- (3) 健康状態に常に気を配り、不調な時は顧問に申し出させたり、すぐに中止させたりします。
- (4) 各部活動保護者会との連絡・連携を密にしていきます。

2 設置する部

- (1) 次の部を設置します。

男子テニス、女子テニス、サッカー、男子バスケット、女子バスケット、女子バレー、陸上、吹奏楽、文化
- (2) 中体連又は県教育委員会主催大会等において、設置部以外の競技種目への参加希望がある場合は、大会等期間前後に限りその競技種目に顧問をおき部を設置することがあります。
- (3) 部活動加入者の減少による休部又は統廃合については、部活動運営協議会において協議し決定します。

3 活動日、活動時間について

- (1) 授業日の活動
 - ①朝の活動は、原則として行いません、
 - ②放課後の活動は、原則として最終下校の15分前までとし、下校時刻を守ります。
 - ③約束、確認事項
 - ・ユニフォーム（部で指定したものを含む）又は学校で指定された服装で活動します。（応援の際もこれと同様にします。）下校はジャージか体操服、制服とします。
 - ・冬の特に寒い期間は、部で購入した防寒着を使用することができます。ただし、部活以外の登下校は上着のみとします。
- (2) 休日の活動は、令和6年4月より地域クラブに移行しています。

3 部費について

- ・活動に必要な費用は、部活動ごとにその徴収額を決めます。ただし、保護者の過重な負担にならないように配慮します。(P T A・市から補助金もあります)

4 各部保護者会について

- (1) 各部保護者会代表(正・副)・世話係の任期は、運動系の部においては、8月から翌年の中体連の大会終了までとします。文化系の部においては、引き継いでから次期保護者会代表・世話係へ引き継ぐまでとします。
- (2) 各部保護者会は年度当初に開催する他、必要に応じて各部保護者会代表が招集します。
- (3) 各部保護者会代表は部活動顧問と連携し、各部保護者会を運営します。
- (4) 保護者会会員は会長の指示等により、部活動が円滑に運営されるように協力します。

5 対外試合、コンクール及び大会への生徒の送迎について

- (1) なるべく公共交通機関を利用します。
- (2) 公共交通機関の利用が不都合な場合は、保護者の責任において現地に集合します。
- (3) 以下の場合の旅費等の補助について、保護者会長とP T A、学校が協議し判断します。
 - ①中体連主催の試合のうち県大会以降の大会に出場する場合
 - ②文化系の部における、①と同等のコンクール等に出場する場合
 - ③その他の個別の案件

6 部活動運営協議会

- (1) 当会の構成員は、P T A会長・副会長、各部保護者会代表(正)、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、部活動担当、主顧問とし、会長はP T A会長がその任に当たります。
- (2) 本会は、年1回、9月に開催します。
- (3) 本会において「東可児中学校の部活動の現状」を交流・改善します。
- (4) 会長は、必要に応じて部活動の運営について協議を行うことができます。

【東可児中学校部活動組織図】

